

広島市告示第 273 号
令和 6 年 5 月 9 日

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一實

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名 称 イオン西風新都ショッピングセンター
 - (2) 所在地 広島市安佐南区大塚西六丁目 7044 番
- 2 大規模小売店舗を設置する者
株式会社フジ
代表取締役 山口 普
愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号
- 3 変更事項
別紙のとおり。
- 4 変更年月日
別紙のとおり。
- 5 届出年月日
令和 6 年 4 月 26 日
- 6 届出書の縦覧場所
 - (1) 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 34 号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
 - (2) 広島市安佐南区古市一丁目 33 番 14 号
広島市安佐南区役所市民部区政調整課
- 7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
 - (1) 縦覧期間
令和 6 年 5 月 9 日から令和 6 年 9 月 9 日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成 3 年広島市条例第 49 号）第 1 条第 1 項に規定する休日を除く。
 - (2) 縦覧のできる時間帯
午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 令和6年9月9日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

(別紙)

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	住所	代表者氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	代表取締役 平尾 健一
株式会社チョダ	東京都杉並区成田東四丁目39番8号	代表取締役 舟橋 政男
株式会社ウイル	大竹市晴海一丁目6番10号	代表取締役 島田 克茂
株式会社岩崎宏健堂	山口県周南市下一の井出5636-5	代表取締役 上野山 孝誠
株式会社大創産業	東広島市西条吉行東一丁目4番14号	代表取締役 矢野 靖二
株式会社明林堂書店	大分県別府市山の手町15番15号	代表取締役 宮脇 範次
株式会社モーツァルト	廿日市市木材港北15番24号	代表取締役 田上 友康
有限会社木村生花店	三次市十日市中一丁目1番10号	代表取締役 原田 勝通

(変更後)

名称	住所	代表者氏名	変更の年月日	変更の理由
株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目2番1号	代表取締役 山口 普	令和6年 3月1日	統合のため
株式会社チョダ	東京都杉並区成田東四丁目39番8号	代表取締役 舟橋 政男	変更なし	
株式会社ウイル	大竹市晴海一丁目6番10号	代表取締役 島田 克茂	変更なし	
株式会社岩崎宏健堂	山口県周南市下一の井出5636-5	代表取締役 上野山 孝誠	変更なし	
株式会社大創産業	東広島市西条吉行東一丁目4番14号	代表取締役 矢野 靖二	変更なし	
株式会社明林堂書店	大分県別府市山の手町15番15号	代表取締役 宮脇 範次	変更なし	
株式会社モーツァルト	廿日市市木材港北15番24号	代表取締役 田上 友康	変更なし	
有限会社木村生花店	三次市十日市中一丁目1番10号	代表取締役 原田 勝通	変更なし	